



岡山県市町村総合事務組合管理者等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成 24 年岡山県市町村総合事務組合条例第 2 号）をここに公布する。

平成 24 年 4 月 1 日

岡山県市町村総合事務組合管理者 重森 計正



岡山県市町村総合事務組合管理者等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合管理者等の給与及び旅費に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

2 当分の間、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、常勤の副管理者の給料月額は、同項に規定する給料月額から当該額に 100 分の 15 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県市町村総合事務組合管理者等の給与及び旅費に関する条例の新旧対照表

新	旧
<p>(給与及び支給方法)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常勤の副管理者に対して、給料月額 400,000 円並びに通勤手当、期末手当及び勤勉手当を支給し、当該手当の額は、岡山県市町村総合事務組合給与条例（平成 17 岡山県市町村総合事務組合条例第 15 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により計算して得た額とする。期末手当及び勤勉手当の基礎額については、給料月額及び給料月額の 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>2 当分の間、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、常勤の副管理者の給料月額は、同項に規定する給料月額から当該額に 100 分の 15 を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>	<p>(給与及び支給方法)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常勤の副管理者に対して、給料月額 400,000 円並びに通勤手当、期末手当及び勤勉手当を支給し、当該手当の額は、岡山県市町村総合事務組合給与条例（平成 17 岡山県市町村総合事務組合条例第 15 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により計算して得た額とする。期末手当及び勤勉手当の基礎額については、給料月額及び給料月額の 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p>